

質 問 回 答 書

件 名 令和9年度 横浜市要介護認定業務委託

	質 問	回 答
1	概算業務価格（上限）約 550,000 千円（税込）には、事務センター（関内新井ビル3階・4階）の賃借料（税抜 月額 2,022,206 円、年額約 24,266 千円）が含まれるという理解でよろしいでしょうか。 また、当該物件の賃貸借契約の締結主体は、貴市と受託者のいずれとなりますでしょうか。あわせて、共益費、水道光熱費、清掃費、警備費及び原状回復費の負担区分についてもお示してください。	ご認識のとおり、賃借料が含まれています。 契約主体は受託者です。共益費、水道光熱費、清掃費、警備費及び原状回復費の全てを現行契約では受託者が負担しています。
2	提案書提出時の参考見積書について、次の点をお示してください。 (1) 指定様式の有無 (2) 費目内訳の記載粒度（人件費、賃借料、通信費等の区分指定の有無） (3) 消費税の内税・外税の別 (4) 提出部数（すべて同じ内容で11部の提出で問題ないでしょうか。）	(1) 無 (2) 「業務説明資料」中の「4 業務概要」の項目ごとに金額を記載いただくことを想定しています（例：(1) 事務センターの運営準備：〇〇円）。これに必要な項目を追加いただいても構いません。 (3) 外税としてください。 (4) 参考見積書は紙媒体であれば1部のみ、電子データによる提出でも構いません。
3	令和9年4月1日の業務開始に先立つ準備（各種マニュアルの作成、要員の採用、要員育成等）に要する費用は、令和9年度の委託料に含めて見積もるという理解でよろしいでしょうか。それとも令和8年度中の別契約となりますでしょうか。 また、準備期間中に事務センターへ立ち入り、貸与される什器・端末を使用して研修等を実施することは可能でしょうか。可能な場合、その期間及び条件をお示してください。	令和9年度の委託料に含めて見積もりをお願いします。 事務センターへ立ち入りはできませんが、必要に応じて、センターと同じビル内の別室等において、使用備品の確認も含めた対面での説明を行います。

4	本委託は総価契約と単価契約（処理件数に応じた精算）のいずれでしょうか。 また、実際の申請件数が見積の前提を大きく上回る又は下回る場合における、委託料の増減精算の有無及び算定方法（変動幅の閾値を含む）をお示しください。	総価契約（確定契約）を想定しています。 申請件数については目安として過去実績をお示しするまでで、上限の値の設定がないため、概算数量契約による支払い時の精算や、期間中の契約変更等は想定していません。
5	令和10年度以降の単年度契約における委託料は、令和9年度の提案額を基礎として算定されるという理解でよろしいでしょうか。 また、最低賃金の改定、人件費の上昇及び物価変動に伴う委託料改定（スライド）の考え方をお示しください。	ご理解のとおりです。契約金額は年度ごとに契約締結時点の状況を踏まえて決定します。
6	提案書評価基準の「比重」欄に、評価項目ごとの数値が記載されていないように見受けられます。評価項目ごとの数値を公表いただくことは可能でしょうか。	5, 6は各項目に記載のとおり、それ以外は提案書評価基準の下部に記載した「各評価項目において、評価委員はA（5点）、A'（4点）、B（3点）、B'（2点）、C（0点）で評価を行う。」のとおり、評価します。
7	「想定配置人数（1日あたり配置する業務従事者の人工、1人工=7.5時間）」について、次の点をお示しください。 (1) 年間平均の人工と繁忙日のピーク時の人工の、いずれを記載すべきでしょうか。 (2) 総括責任者、副総括責任者及び業務責任者を、業務従事者として計上してよろしいでしょうか。 (3) 区分ア～エは重複計上不可 （例：介護支援専門員の資格を有する者は「ア」のみに計上し、「イ」「ウ」には計上しない）という理解でよろしいでしょうか。	(1) 年間平均の人工です。 (2) 業務従事者として計上してください。 (3) ご理解のとおりです。

8	貸与される事務机・いす 72 台及び端末 84 台程度が、事務センターに配置できる業務従事者数の実質的な上限となるのでしょうか。 これを超える人員配置を提案する場合、事務机・端末及びシステムユーザー I D の増設は可能でしょうか。可能な場合、その費用負担及び手続についてもお示しください。	レイアウトによっては増設も可能ですが、事務机は受託者、端末・システムユーザー I D は横浜市が費用負担及び手続を行います。
9	提案の前提とするため、直近 3 か年（令和 5 年度～令和 7 年度）の月別の要介護認定申請件数、及び事務センターにおける月別の処理実績（認定調査票・主治医意見書の内容点検件数、主治医意見書の OCR 登録件数、督促件数、審査会資料作成件数）を開示いただけますでしょうか。	要介護認定申請件数については次のウェブページに掲載のとおり、ほかの数値については、別途、個別にお示しします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/toukei-tyousa/
10	直近 3 か年における、申請受付から認定結果通知までの平均所要日数の実績をお示しください。 あわせて、貴市が目標とされている所要日数をお示しください。	厚生労働省のウェブサイト上で令和 5、6 年度分のデータが公開されていますので、ご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51603.html 介護保険法で、申請のあった日から三十日以内に決定することと定められており、独自の目標は設定していません。
11	電子申請について、現在の導入状況及び申請全体に占める比率、並びに今後の見通しをお示しください。 あわせて、タブレット端末を活用した認定調査及びリモート審査会の導入予定時期と、それらに伴う委託業務範囲の変更見込みをお示しください。	横浜市電子申請システム及びマイナポータルによる要介護・要支援認定申請の受付を行っています。申請件数のおよそ 20% を占めており、上昇傾向にあります。 タブレット端末を活用した認定調査及びリモート審査会について、調査委託先法人や特定区の審査会では導入済ですが、全市的な導入予定は決まっています。
12	受託者が交代する場合、現受託者からの引継ぎはどのように行われますでしょうか。引継ぎの期間、回数及び実施場所について協議可能でしょうか。	受託候補者特定後、当該事業者と協議して決定します。

13	現行の運営管理マニュアル、事務センター認定事務処理マニュアル及び各種手順書について、新たな受託者に対して提供又は閲覧いただけるのでしょうか。提供いただける場合、その時期についてもお示しください。	業務開始の半年前程度を目安に提供を考えています。
14	評価の着眼点に「センター設置準備期間、一部稼働期間及び本稼働時における」との記載がありますが、「一部稼働期間」として想定されている期間、業務範囲及び移行手順の具体像をお示しください。 令和9年4月1日からの全面稼働を前提として提案すべきでしょうか。	新旧受託者間の引継ぎの進捗によってはセンター機能を制限した一部稼働期間の設定を検討しますが、現時点では令和9年4月1日から全面稼働を想定しています。
15	介護保険システム2の標準化に伴う更改の予定時期と、それに伴い受託者に発生する作業（システム連携テストへの参加、各種マニュアルの改訂、研修の実施等）の想定工数・回数、及びこれらに要する費用の取扱いをお示しください。	デジタル庁から、標準準拠システムへの移行が令和8年度（2026年度）以降とならざるを得ないことが具体化した「特定移行支援システム」については、概ね5年以内に移行するよう示されています。これを踏まえて、実施時期等の検討を進めているところです。
16	受託者が交代する場合、現在事務センターで従事されている方の雇用継続について、貴市のお考え（新受託者による雇用の要否、貴市の関与の有無）をお示しください。	新旧受託者間で直接調整いただき、横浜市は関与しないことを想定しています。
17	各業務におけるサービス指標とペナルティの有無をご教示ください。	設定していません。
18	調査員研修の内容には、貴市の認定調査票内容の傾向や特有の疑義等の分析結果を反映させるという認識でよろしいでしょうか。 また、想定される開催回数もしくは本委託事業におけるこれまでの開催回数実績をご教示ください。	ご認識のとおりです。 これまでの開催回数は次のとおりです。 ① 認定調査員向け指導者研修 R5～7年度全て2回開催 ② 区主催認定調査員向け現任研修 R5～7年度全て6回開催 ③ 局主催認定調査員向け現任研修（WEB研修） R5～7年度全て動画撮影日を1日設定（撮影した動画を2か月程度配信）